



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	元弘相傳本『五行大義』引『説文解字』考〔全文の要約〕
Author(s)	路, 勝楠
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第15982号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92288
Type	doctoral thesis
File Information	Shengnan_Lu_summary.pdf



学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 路 勝楠

学位論文題名

元弘相傳本『五行大義』引『説文解字』考

本論文は、『五行大義』の最古の注釋本である元弘相傳本において見られる『説文解字』（以下『説文』と稱する）に関する記述を考察し、その引用の全体像を解明することを目的とする。『五行大義』は、隋代までの陰陽五行説を網羅した資料として、多くの書物を引用しており、本論文は其中で『説文』の引用に焦点を絞って研究する。

本論文では、『説文』の利用状況や引用の手法を詳細に調査し、引用された内容の価値を徹底的に理解することを目指す。具体的には、本文とその紙背に書かれた注釋（本論文では「背記」と稱する）から抽出した『説文解字』に関連する情報をデータ化し、その分析結果を通じて元弘相傳本における『説文解字』引用の具体的なパターンや由來、問題点を明らかにし、それが『五行大義』自體の理解と研究および関連研究に資することを明示し、『五行大義』研究の新たな方向性を示唆している。

本論文は序論・本論・結論・附論の四つの部分から構成されている。

第一部分は序論であり、元弘相傳本『五行大義』の重要性を示し、同書における『説文解字』関連記述の考察の必要性について論じる。また、『五行大義』における『説文解字』引用の研究背景を日中に分けて説明し、研究方法を紹介すると同時に、本論文の研究目的を明確にする。

第二部分は本論であり、四つの章から構成されている。

第一章では、日中における『五行大義』の先行研究の内容を整理し、特に『説文』関連記述に対する系統的な研究が行われていないという問題点を指摘する。元弘相傳本の重要性と『説文』関連記述の研究の必要性について述べる。

第二章では、元弘相傳本の本文における『説文』（および許慎）に関連する記述について検討を行う。元弘相傳本『五行大義』の本文における『説文』（および許慎）に関する記述は全部で十七例あり、巻一には七例、巻三には六例、巻四には三例、巻五には一例という分布になっており、巻一・巻三が中心であることがわかる。そのうち、『説文』の引用と考えられるのは十三例で、具体的な分布は「巻一・第一釋名・一者、釋五行名」が6例、「巻一・第二、辨體性」が1例、「巻三・第十四、論雜配・第三、論配氣味」が2例、「巻四・第十六、論七政」が1例、「巻四・第十八、論情性」が2例、「巻五・第二十四、論禽蟲・二者、論禽蟲」が1例となる。特に、巻一の「釋五行名」に引用が圧倒的に多い。『五行大義』では五行を論じる上で『説文』の解釈を重要視していることが示唆される。

引用形式は「許慎云/曰」と「説文云/曰」の形式が混在しており、巻一・巻三では主に「許慎云/曰」が用いられ、「説文云/曰」は2例のみである。一方で、巻四・巻五では「説文云/曰」が定着する傾向が見られる。また、引用内容は『説文』（大徐本、いわゆる一篆一行本を基準とする）の記述そのままではなく、多少の異同がある。

『説文』の引用とは考え難い（出典不明）四例の出典は、先行研究ではほとんど言及されていない。ただし、これらの四例は全て巻三の「論配氣味」にあり、引用形式は「説文云/曰」の形では

なく、「許慎云」の形となっている。『説文』以外の、「気」に関わる記述で統一された許慎の書物からの引用の可能性が最も高い。また、巻三・論配氣味にだけ一例の「許慎五經異義」という引用がある。これらの四例は許慎の『五經異義』にかかる引用の可能性もあると指摘する。さらに補説においては、これら四例と『説文』の引用と考えられた「地反物爲秋」とを併せて、失われた『淮南子』許慎注である可能性をも指摘している。『淮南子』許慎注や『五經異義』などの亡佚の書を復元する手がかりとしての価値を示唆する。

最後は、目次の篇名としての記述は不完全で統一されていないことから、『五行大義』は未定稿である可能性が高いと考えられる。引用形式が「許慎云/曰」と「説文云/曰」の形式が混在し、後半になってから統一するようになる傾向もこの原因によるものと考えられる。

第三章では本文の「説文云、地反物爲秋」と背記の「説文曰、天地反物爲秋」をめぐる問題を論じる。従来、『説文』には「地反物爲秋」・「天地反物爲秋」の記述がないにも関わらず、『五行大義』の元弘相傳本・刊本にあるこの二文は『説文』の古いテキストの「秋」の解説文にもともとこのような内容があったと認識されていたのである。しかし、「説文曰、地反物爲秋」は、ほぼ同時期の成立と考えられる『玉燭寶典』を除けば、同様な記述は見当たらない。よって、『五行大義』あるいは『玉燭寶典』では、『説文』にある他の字（「𡗗」）の解説文を、「秋」の解説文だと取り違えて引用した可能性を推論する。（ただし、第二章の補説で述べたように、『淮南子』許慎注の佚文がここに保存されていたと考えることも可能である。）

また、刊本の「説文曰、天地反物爲秋」については、宋代の類書『太平御覽』（以下『御覽』と略稱）にのみ同様な記述があり、それが『五行大義』（あるいは『玉燭寶典』）に由来する孫引きで、そこに「天」という一文字を付け加えたのだと考えるのが妥当である。よって、『五行大義』元弘相傳本・『玉燭寶典』の「説文曰、地反物爲秋」、『御覽』・『五行大義』刊本の「説文曰、天地反物爲秋」という、これまで『説文』「秋」の解説文の引用だと認識されていたものが、実は、蕭吉・杜臺卿の「妖（𡗗）」と「秋」との取り違えが『五行大義』の本文に反映され、それを引いた『御覽』に影響を與え（「天」字が加えられ）、さらには（その『御覽』に基づく背記に依據して修正が施された）刊本に誤りを惹起させ、そしてついには、刊本の誤りが正しいものだと思われたまま定着してしまった、という経緯を明らかにする。この「地反物爲秋」はおもての本文とうらの背記両方にかかわる重要な問題点を浮き彫りにする手がかりを與えている。

第四章は、元弘相傳本『五行大義』の背記における『説文』関連の記述を検討する。抽出した記述を三つのカテゴリに分類し、詳細な分析を行った。『説文』の引用は全部で八十一例あり、大きく二つのグループに分かれる。一つは、中村璋八が『説文』からの引用としたもの。もう一つは、孫引きとしたものである。孫引きとされたものは、さらに二つのグループに分けられる。一つは、『東宮切韻』から孫引きされたもので、これには「東宮切韻」と出所が明記されているものと、明記されていないが中村の研究により既に『東宮切韻』からの孫引きであると判明しているものとが含まれ、合わせて五十五例ある。もう一つは、他の文献からの孫引きであることが明らかなもので、これは六例ある。中村が（孫引きではなく）『説文』からの引用としたものに限定して調査した所、そのほとんどが『御覽』による孫引きであることが明らかになった。要するに、背記における『説文』関連の記述は、『東宮切韻』の孫引き以外、ごくわずかの例外（一例のみ）を除いて全てが『御覽』からの孫引きであることがわかったのである。『御覽』が日本で盛んに利用されていた状況を示唆している。

筆者がまとめた背記の『東宮切韻』の孫引きにある記述と『説文』との比較検討から以下のことが判明した。B-45の「説文。才智也」やB-58の「説文。機寤也」、B-63の「説文。從月音尺」以外の引用例の事情を明らかにした。具体的には、B-17の「説文。海濱廣瀨」はB-18の「書云。海濱廣瀨」の寫し間違いとして、『説文』の引用から除外されるべきであり、B-19の「説文。眉連也」の「眉」は『説文』の八下尾部屬の「連也」の親字である「屬」の寫し間違いであることが明らかになる。中村がまとめた『東宮切韻』に収録した記述と比較検討し、再検討した結果、註釈の形で表記のズレや不正確な箇所を訂正する。

以上の分析と考察に基づき、元弘相傳本『五行大義』の本文・背記における『説文』関連記述の全體像をまとめて明らかにしている。特に、表の本文のほうは『淮南子』を含め『五經異義』などの滅んでしまったものを復元する可能性を示し、背記のほうは『太平御覽』の日本で盛んに引用さ

れていた状況を示唆している。そして、「地反物爲秋」はおもての本文と背記両方にかかわる重要な問題点を浮き彫りにする手がかりを與えている。

第三部分の結論は上記の内容のまとめである。

第四部分の附論では、段玉裁の注に基づき、『説文』敘文の「諷籀書九千字」について考察する。『説文』の叙文（以下「許叙」と省略する）は文字の成り立ちや成書経緯等を論じているため、『説文』を研究する上で非常に高い価値を有する。但し、理解し難い部分は少なくない。「諷籀書九千字」に対する解釈はその一例である。「籀書」及び「九千字」の意味の問題をめぐる議論は現在でもまだ定説がないままである。『説文』を理解するのに大きな役割を果たしたのは清の段玉裁が施した注から今もう一度この文の解釈を考察してみた結果、尉律「諷籀書九千字、乃得爲史」について、段玉裁の見解に基づくならば、「尉律」は律全般を指す一般名詞で、法律を重視する漢の時代を背景に、六書を習得したうえで、法律文章をはじめ諸般の公文書のような文章を九千字以上書くことができれば、史となる資格を得られる、ということである。